

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契 約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>県と中部学院大学及び同短期大学部と平成 29 年 7 月に締結した「福祉人材の育成・確保に関する連携協定」を活かし、中部学院大学等の介護人材育成に係る知見を有する講師人材等を活用した、介護事業所への研修講師の派遣事業を実施する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本事業は、中部学院大学等の介護人材育成に係る知見を有する講師人材等を活用した介護人材確保対策である。県内の介護職・介護事業者に広くネットワークを有し、介護現場の実態や業務内容に精通するとともに、専門的な知識及び経験を有する者でなければ実施できない。</p> <p>以上のことから、経費面での比較を前提とする競争入札には適さない。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>(1) 平成 29 年 7 月に、福祉人材の育成・確保に関する連携協定を締結している。</p> <p>(2) 介護職員に求められる専門的知識やノウハウに精通し、介護職員の状況を把握している。</p> <p>(3) 臨床経験及び教育経験を有した専門知識のある職員が在籍している。</p> <p>(4) 県との緊密な連携のもと、介護事業所等へも指導的な役割を果たすのにふさわしい団体である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。